

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|------------|--|
| 発表日 | 平成28年11月16日 |
| 発信課 担当者 | 観光課 茂木・白木 |
| 連絡先 | 電 話 0166-25-7168 |
| | F A X 0166-26-8585 |
| | E-mail kankou@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 分 類 | イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日 程 | ～ 12月9日 |
| 発表項目 (行事名) | 第58回旭川冬まつり売店（冬マルシェ）の出店者募集 について |
| 概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | <p>第58回旭川冬まつりは、平成29年2月7日(火)～2月12日(日)の6日間の日程で開催されます。</p> <p>今回も来場者の皆様に、地域の食や世界の食を楽しんでいただくことを目的に「冬マルシェ」を開催いたします。マルシェの名にふさわしく多彩なメニューが提供できるよう、出店者を広く公募いたしますので、出店要領の内容をご理解の上、ご応募くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 出店条件 別紙出店要領のとおり</p> <p>2 応募方法 別紙応募用紙に必要事項を記入の上、FAXしてください。 ※送信後、確認のため、電話連絡をお願いいたします。</p> <p>3 応募締切 平成28年12月9日(金)</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（出店要領・応募用紙） ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道（取材）に当たってのお願い | 早急に周知を図りたいので、お手数ですが、近日中の記事の掲載をよろしくお願い致します。 |
| 備 考 | |

第58回旭川冬まつり売店【冬マルシェ】出店要領

1 冬マルシェ概要

(1) 目的・内容

- 旭川市及び近隣町をはじめとする道北地域の食をPRするとともに、来場者が楽しめるよう売店にて多彩なメニューを提供する。
- 会場全体で第58回旭川冬まつりのテーマである「旭山動物園」を演出する。

(2) 出店場所

石狩川旭橋河畔会場（リベライン旭川パーク・コミュニティーランド）

(3) 営業日時

平成29年2月7日(火)～2月12日(日) 10時～20時

※車両は、9時以降21時まで会場内に入場できません。

※一部期間の営業や営業時間の短縮は認めません。

2 出店スペース、基本設備等

(1) 出店スペース

1小間 間口2.7m×奥行3.6m（間口5.4m×奥行3.6mテントの半分）

最大2小間まで（出店多数の場合は、調整させていただくことがあります）

(2) 基本設備

- 照明設備、電源（1小間につき1.5kW）、サイン看板
- 養生用コンパネ（1小間につき2枚）
- 出店者用駐車場を会場近隣に用意します。（原則として出店者各1台分）
- 給水：ラーメンプレハブに共同設備を設置
- 排水：なし

※次のものは出店者において手続き、準備をお願いします。

- 保健所申請（申請先：旭川市保健所 衛生検査課 食品保健係）
- 消火器（8を参照のこと）
- テーブル・イス・ストーブ・燃料などの店舗運営に必要な設備
- 飲食物提供に必要な備品類
- お客様が使用した発砲スチロール容器・箸・串など以外のゴミは全て持ち帰りをお願いします。

3 出店料

1小間 70,000円（消費税含む）

2小間 130,000円（消費税含む）

- テント設置代、基本設備費、消費電力料込み
- 出店料は、出店者説明会後に指定期日までに指定口座へお振り込みいただきます。ご入金のない場合、出店資格を取り消すことがあります。消費電力をオーバーする場合は別途費用が生じることがございます。

4 開催までの主なスケジュール

平成28年12月9日 出店申込締切

平成28年12月中旬 出店者決定

平成28年12月下旬以降 出店者説明会

5 出店者の選考及び決定について

出店者については、実行委員会にて応募内容を審査の上決定しますが、選考にあたっては、次のとおり選考基準を定め、次に記す事項に該当する出店者を優先的に決定します。

- 第58回旭川冬まつりのテーマである「旭山動物園」が今年開園50周年となることから、「動物園」、「50」、などにちなんだメニューや店内装飾で会場演出に貢献できる店舗。
- 道北地域で店舗を経営、または活動の拠点としていること
- 道北地域の郷土料理、地域グルメを提供する店舗

- (4) 道北地域産の原材料を主としたメニューを提供する店舗
- (5) 本イベント用に開発した新たなメニューがある店舗
- (6) その他、冬まつりの質の向上や来場者の満足度向上が期待できると実行委員会が認めた店舗

6 出店を認めない（取り消す）場合について

次の行為を行った場合、出店を認めない（取り消す）場合があります。

- (1) 実行委員会からの指導を真摯に受け入れない場合
- (2) 飲酒・喫煙しながらの接客や来場者から品位を汚す接客等によりクレームが多く寄せられた場合
- (3) 正当な理由なく指定期日までに出店料を納付しなかった場合
- (4) 反社会的勢力が関与していると判断される場合（警察等により確認をします）
- (5) その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合
- (6) 出店スペースの又貸しした場合。このような事実が確認された場合、直ちに出店を取り消すほか、今後の出店を認めない場合がありますので、ご注意ください。なお、既に納付済みの出店料は返金いたしません。借受社に対しても、出店料相当分の料金を請求いたします。

7 地面の養生について

油や炭、火器を使用する出店者は、雪が解ける場合がありますので、必ずコンパネ等による養生を行ってください。

8 消火器具の設置について

安全なイベント運営を図るため、火器具類を使用する出店者は、火器具類を旭川市火災予防条例に従って配置するとともに、消火器（業務用）の設置を義務とします。

9 販売について

出店者は、営業時間中は必ず販売員を常駐するものとします。

出店ブースから出て接客・呼び込みは禁止です。

隣接する出店者や路面店、来場者が不快となるような大音量による音響機材（ラジカセ・拡声器等による呼び込み等）の使用は禁止です。

10 冬まつり応援サポーターに対する特典の設定について

第58回旭川冬まつりでは、冬まつり応援サポーターに対する特典を設定いたしますので、ご協力をお願いします。

11 飲料の取扱いについて

旭川冬まつりへの協賛メーカーが決定した場合、飲料の販売については、メーカー指定の御協力をお願いします。ただし、地ビールやトマトジュースなどの農産加工品については、この限りではありません。

12 アレルギー表示について

出品される飲食物については、「アレルギー使用状況表」を必ずテント内に掲示していただくとともに、来場者からの問い合わせに対応するため従業員への指導を徹底してください。

（出店説明会の際に実行委員会から「アレルギー使用状況表」を配布します。）

13 販売する飲食物の制限について

次の飲食物は、販売不可としますので、ご注意ください。

- ・ラーメン及び手打ちそば（専用コーナーで販売するため）

14 その他

・全ての店舗において、ボランティア等関係者用食券（500円）を使用できるものとします。（換金率100%）

- ・本要領に記載以外の事項は、出店者説明会等でお知らせします。